

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則（16教細則第11号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改正後	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則 平成 16 年 4 月 1 日 16 教 細則第 11 号</p> <p>第 1 条 - 第 2 条 省略</p> <p>（表彰の手續）</p> <p>第 3 条 規程第 3 条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長（以下「学府長等」という。）又は学部長に提出された「表彰状授与申請書」（別紙様式 1）により行う。 なお、当該申請書は、原則として表彰の手續が行われる年度の <u>1 2 月末日</u>までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条 - 第 2 条 省略（現行どおり）</p> <p>（表彰の手續）</p> <p>第 3 条 規程第 3 条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長（以下「学府長等」という。）又は学部長に提出された「表彰状授与申請書」（別紙様式 1）により行う。 なお、当該申請書は、原則として表彰の手續が行われる年度の <u>2 月末日</u>までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第 4 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19 細則第 4 号）

この細則は、平成 19 年 3 月 26 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。